ＨＮひまわり（生活介護）運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人ダブルエッチジェー（以下「事業者」という。）が設置するＨＮひまわり（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定生活介護の実施に当たって、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

２　指定生活介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

３　前二項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）に定める内容のほか、その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

４　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する措置を講ずる。

（事業所の名称等）

第３条　指定生活介護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　ＨＮひまわり

（２）所在地　愛知県半田市乙川吉野町６７番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤・兼務　１名　）

管理者は、職員の管理、サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定生活介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）サービス管理責任者　１名（常勤・兼務　１名）

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

（ア）適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

（イ）アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定生活介護等以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意

向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護等の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等（以下、提供するサービスが指

（ウ）個別支援計画の作成に係る会議（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を開催し、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求める。

指定生活介護にあっては「生活介護計画」を記載した生活介護計画の原案を作成すること。

（エ）生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面（以下「生活介護計画書」という。）を利用者に交付すること。

（オ）生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも６ヶ月に１回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更すること。

（カ）利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

（キ）利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

（ク）他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

（ケ）サービス管理責任者は「生活介護計画」の作成に係る会議（テレビ電話装置などを活用して行う事ができるものとする。）を開催し、原案の内容について意見を求める。

（３）調理員　　１名（非常勤・兼務　１名）

調理員は、給食の調理を行う。

（４）医師　　１名（嘱託医　１名）

医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

（５）看護職員　　１名以上

看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

（４）生活支援員４名以上

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

（１）指定生活介護

（ア）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、１２月２９日から１月４日までを除く。

（イ）営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

（ウ）サービス提供日

月曜日から金曜日までとする。ただし、１２月２９日から１月４日までを除く。

（エ）サービス提供時間

午前９時から午後４時までとする。

（利用定員）

第６条　事業所の利用定員は次のとおりとする。

（１）指定生活介護　　２０名

（主たる対象者）
第７条　事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、特定しない。
（サービスの内容）
第８条　事業所で行う指定生活介護及の内容は、次のとおりとする。
（１）指定生活介護
　　（ア）個別支援計画の作成
　　（イ）食事の提供
　　（ウ）入浴又は清拭
　　（エ）身体等の介護
　　（オ）生産活動
　　（カ）創作的活動
　　（キ）身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
　　（ク）生活相談
　　（ケ）健康管理
　　（コ）訪問支援
　　（サ）送迎サービス
　　（シ）延長サービス（通常のサービス提供時間より 8 時間を超える場合）
　　（ス）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
　　　（イ）から（シ）に附帯する離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

（利用者から受領する費用の額等）
第９条　指定生活介護を提供した際には、利用者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
２　法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額の支払を受けるものとする。この場合、提供した指定生活介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
３　前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。
（１）事業所で行う指定生活介護
　　（ア）創作的活動に係る材料費　実費
　　（イ）日用品費の実費
　　（ウ）食事の提供に係る費用
　　　昼食　１食につき６５０円（食材料費は３５０円）
　　　ただし、障害者総合支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下、「令」という。）第 17 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、１日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
　　（オ）次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う送迎費は、公共交通機関等を利用して送迎した場合は、その実費を利用者から徴収するものとする。なお、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。
　　　①事業所から１０㎞未満　１回（片道）につき２００円

②事業所から１０㎞以上１５㎞未満　１回（片道）につき５００円

（カ）その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

（通常事業の実施地域）

第１０条　事業所における通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

（1）指定生活介護

半田市の全域とする。

（本人支給金の支払等）

第１１条　事業所は、指定生活介護の利用者が生産活動に従事した場合は、別に定める本人支給金規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を本人支給金として支払うものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第１２条　事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 21 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第１３条　現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

２　協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

３　指定生活介護の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

４　指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第１４条　事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

２　事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（苦情処理）

第１５条　提供した指定生活介護等に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２　提供した指定生活介護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 48 条第 1 項の規定により愛知県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命

令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は、愛知県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、愛知県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　社会福祉法第 83 条（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第１６条　事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

２　職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

３　職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

４　事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（身体拘束の禁止）

第１７条　事業所は事業等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」と言う。)を行ってはならない。

２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合にはその対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

３　事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を記録する。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来る物とする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（虐待防止に関する事項）

第１８条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

２　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

３　事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

４　前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営に関する重要事項）

第１９条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（１）採用時研修　採用後３カ月以内

（２）継続研修　年１回

２　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

３　事業所は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から５年間保存するものとする。

４　事業所は、指定生活介護の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ダブルエッチジェーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（衛生管理等）
第２０条　事業所は、利用者の使用する設備及び飲料に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。
２　事業所は当事業所において感染又は食中毒が発生し、または、まん延しないように、次の事項に掲げる措置を講ずる。
（１）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。
（２）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
（３）事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

（協力医療機関）
第２１条　事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関を定める。
協力医療機関名：あいクリニック

（掲示）
第２２条　事業所は当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前項の協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。
２　事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（職場におけるハラスメントの防止）
第２３条　事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講ずる。

（業務継続計画の策定等）
第２４条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

附　則
この規程は、平成２４年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２５年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２７年　４月　１日から施行する。

この規程は、平成２８年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２９年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成３１年　４月　１日から施行する。
この規程は、令和　２年　４月　１日から施行する。
この規程は、令和　２年　５月１８日から施行する。
この規程は、令和　３年　４月　１日から施行する。
この規程は、令和　４年　４月　１日から施行する。
この規程は、令和　４年１０月１０日から施行する。
この規程は、令和　５年　４月　１日から施行する。
この規程は、令和　７年　４月　１日から施行する。